

名誉会員選出規則

(総則)

第1条 この規則は、当法人の定款第6条の定めに従い、名誉会員の選出及び資格喪失に関する事項について定める。

(名誉会員の定義)

第2条 名誉会員とは66歳以上で評議員を辞退したもの、または評議員任期を終了したもので下記のいずれかの条件を満たしたものとする。

1. 理事長ならびに学術集会会長経験者
2. 当法人において特に功績があった者として、理事からの推薦を受け、理事会で選考したもの

(選考及び選出)

第3条 名誉会員の選考および選出は、1年に1度行われるものとする。理事会で推薦し、評議員会の議を経て決定する。

(辞退)

第4条 自ら名誉会員であることを辞退しようとするときは、当該名誉会員本人が理事長宛に書面でその旨を申し出るものとする。

2 理事長が前項の申し出を受けたときに、当該名誉会員はその地位を喪失する。

附則

この規則は、令和2年5月28日から施行する。